

小樽市文化芸術大会出場奨励金交付要綱

(令和2年4月1日 小樽市教育委員会教育長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、全国規模以上の文化芸術大会に出場する小、中、高校生の個人又は団体に対して奨励金を交付し、もって本市の文化芸術活動の振興に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 奨励金の交付対象となる者は、次のいずれかに該当するもので、本市及び道を対象として行う予選又は選考を経て、全国大会等への出場資格を得たものとする。

- (1) 市内に住所を有する児童、生徒又は市内の学校に在籍する児童、生徒
- (2) (1)の児童、生徒で構成し、主に本市で活動する団体。ただし、同一団体等に所属する個人が3名を超える場合を団体とみなす。
- (3) その他教育長が特に適当と認めた個人又は団体

(対象大会)

第3条 奨励金の交付対象となる大会等は、次の各号の一に掲げるものとする。

- (1) 国、地方公共団体、これらに準じる公的機関又は公益を目的とする社団法人、財団法人若しくは全国的な規模の新聞社等が主催して開催される全国大会
- (2) その他教育長が認める大会

(奨励金の交付額)

第4条 奨励金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 個人に対する奨励金の交付額は、10,000円とする。
- (2) 団体に対する奨励金の交付額は、30,000円とする。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、市内で行われる大会にあっては、それぞれの金額の1/2とする。

(奨励金の交付申請)

第5条 奨励金の交付を申請しようとする者は、大会期日の5日前までに、文化芸術大会出場奨励金交付申請書(様式第1号)に次の必要書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

- (1) 予選等の開催要項、参加申込書、順位表、成績表等、出場する大会等への進出根拠が明確に分かる書類の写し
- (2) 団体については、出場者等の名簿の写し

2 申請は、個人にあっては保護者が行い、団体にあっては団体の代表者が行うものとする。ただし、個人であっても就学状況等により、保護者による申請が困難と教育長が認めた場合は、学校長が行うことができるものとする。

(奨励金の交付決定)

第6条 教育長は、前条の規定により書類の提出を受けた場合において、その内容を審査の上、奨励金の交付の可否及び交付額を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

(実績の報告)

第7条 奨励金の交付を受けた個人及び団体は、当該出場大会終了後速やかに文化芸術大会出場奨励金交付大会成績報告書（様式第2号）に当該大会の出場が確認できる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(奨励金の返還)

第8条 第6条の規定による奨励金の交付を受けた者は、次の各号の一に該当する場合は、奨励金を返納しなければならない。

- (1) 自己都合により大会に出場しなかった場合
- (2) 不正な方法で奨励金の交付を受けた場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。